

介護保険法に基づく行政処分について

1 処分対象事業者

法人（開設者）名等	有限会社 高知県理美容介護センター 代表取締役 小原 俊治
法人の所在地	高知県高知市大津甲 1404 番地 41

2 処分対象事業所

事業所名	デイサービス ひっしもっし
事業所の所在地	高知県高知市浦戸 33 番地 3
サービスの種類 及び指定年月日	地域密着型通所介護（平成 28 年 4 月 1 日） 第 1 号通所事業（平成 30 年 4 月 1 日）
事業所番号	3 9 7 0 1 0 5 0 4 9

3 処分の内容

指定の一部効力停止（新規利用者受入停止）

4 指定の一部効力停止期間

6 月間（令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで）

5 指定を一部効力停止する理由

法第 78 条の 10 第 4 号（人員基準違反）に該当

法第 78 条の 10 第 5 号（運営基準違反）に該当

法第 115 条の 45 の 9 第 6 号（指定事業者が上記の違反をした場合）に該当

法第 78 条の 10 第 9 号及び第 115 条の 45 の 9 第 3 号（虚偽の報告）に該当

法第 78 条の 10 第 9 号及び第 115 条の 45 の 9 第 5 号（不正の手段による指定）に該当